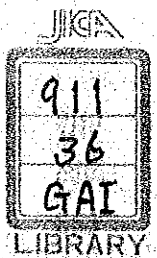


ドイツ連邦共和国の開発援助政策

昭和56年1月

国際協力事業団



情 管
J R
81-2

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 4-3	911
登録No. 02470	36
	GAI

は し が き

ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の発展途上国に対する開発援助政策とその実績はわが国にとっても参考となる点が多々ある。本資料は、同国の '80 年代に向けての開発政策基本方針を翻訳し若干の解説を付し作成したものです。

参考資料として広くご活用いただければ幸いです。

なお、本資料の作成にあたっては外務省経済協力局政策課のご協力を得ました。

昭和 56 年 1 月

JICA LIBRARY



1036729[0]

国際協力事業団総務部長

(解 説)

ドイツ連邦共和国(西ドイツ)政府閣議は1981年7月9日付けで、同国の第三世界に対する開発援助政策に関する基本方針を採択した。この基本方針は「第三次国連開発の10年」の初頭における同国政府の開発援助の目標、内容及び優先分野等を明らかにしたもので、その策定にあたっては「国際開発問題独立委員会(いわゆるブランド委員会)」の勧告に十分な考慮が払われている。

この基本方針の中で明確に重視されている諸点は次のとおりである。

1. 最重点分野

- (1) 地域開発
- (2) 在来型及び再生可能エネルギー資源
- (3) 天然資源保護(エコロジー)

2. 重点地域

アフリカ、アジアの貧困帯にある諸国、より貧困な諸国への援助の拡大

3. 技術協力

援助総量に占める技術協力の比率を高めてゆく。

4. 地域にまたがるまたは共同のプロジェクト

数ヶ国が受益するプロジェクトをより重視する。

5. 特別プログラム

特定の疾病、主要なかんがい、洪水調節プロジェクト等の連邦政府の協力する特別プログラムにおいてはエコロジーの観点からの必要と結果へのより大きな配慮を払う。

6. 民間資本移転

民間資本の移転を促進するに際し企業家精神面におけるサービスを強化する方法論とプログラムを加えてゆく。

7. 南北間の give and take 原則に基づく共同責任戦略として次の分野が特に含まれる。

(1) エネルギー

石油価格の高騰により不可避となった石油輸入途上国のエネルギー供給構造の調整を支援する。

(2) 一 次 産 品

発展途上国の鉱物資源有効利用を支援するための技術、資金協力を拡充する。

(3) 食 糧

食料の安定確保を改善するため設計されたプロジェクトの援助（備蓄、貯蔵及び流通能力の改善、食料援助）

(4) 貿 易

発展途上国の、自由で反保護主義的貿易政策を通じてのグローバルな経済への編入努力を援助する。このことはNICs諸国に多大な利益をもたらそう。

一方より貧困な途上国にとっては先ず国内市場を重視することで全体として開発プロセスに実質的なインパクトを与える。

(5) ファイナンス

公的、私的資金移転の拡大は第三世界の経済、社会的発展を促進し、需要の増大による工業先進国の雇用創出にも積極的な効果をもたらすこの認識から当該分野における努力を強化する。

上記新政策基本方針の基礎となったものは、ドイツ連邦共和国の「開発政策概念（Development policy concept）」（1975年に一度修正あり）に現状を踏まえ修正を加え1979年5月30日の連邦政府閣議承認を得た協力政策に関する17項目ペーパーと、上述のブランド委員会報告である。

なお、ドイツ連邦共和国は、1970年代すなわち「国連第二次開発の10年」における開発政策理念についても、1971年2月21日の政府閣議で承認採択している。参考までに同理念の概要を掲載しておく。

第2次開発の10年においてドイツ開発政策中強調されるべき諸分野

第2次開発の10年の目標、原則および活動のうちまた資金力のおよぶ範囲内で連邦政府は次の諸分野を強調する。

1. 全体的開発戦略

連邦政府は原則として「第2次開発の10年」のために国際的に設けられた質的および量的諸目標を支持する。2国間開発政策を通じ、政府はまた国連の開発戦略を支持する。政府は有効な多数国間援助のシステムおよび一層集中的な2国間——多数国間協力の形態を追求する。

2. 統合された開発援助

連邦政府は政府と民間の開発援助の密接かつ弾力的協力を望む政府と同様に、民間の諸団体の開発援助は関係開発途上国の目標およびその重要性に適應されるべきである。情報および経験は常時交換され、また諸目的はパートナーシップに基づいて協力して調整されるべきである。政府の開発政策は「第2次開発の10年」の間ますます追加的資源を確保するためにもまたドイツ連邦共和国の構造的調整を容易にするためにも国民一般の批評的評価および支持に依存することが多くなるだろう。

3. 国に適應した諸活動

将来、開発政策の決定は以前にも増して開発途上諸国間の差異をより多く考慮すること、プロジェクトのプライオリティを決定すること、多数の孤立している個別プロジェクトを一貫したプログラムに分類すること、また工業および開発途上国の努力をよりよく調整することを可能ならしめるよう、国ごとにその事情に適應した援助計画を基礎としてなされる。このため、国に適應した援助計画はドイツ開発政策の全体のフレームワークの内で強化されるだろう。

4. 開発政策の手段の説明および調整

- (a) 集中した適應と部内間および地域間の統合資金は常に開発途上国で成就されねばならない課題に比較して不足している。個々の国、部門および地域での開発政策の手段を集中して適用することは必要である。

ここで、開発政策の諸手段の調整に特別注意を払うことが意図される。贈与、借款と財および人の形での援助は融通のきく組み合わせで適用され、また可能な限り、より大きなプロジェクトに結びつけられるべきである。

連邦政府は開発途上国の限られた地域および部門別計画へもまた供与するであろう。

(b) 条件の調整

開発途上国の実情を考慮して、公的援助の条件はより弾力的かつ好意的に決定されねばならない。

この目的に貢献することは第1に、より多量を贈与のシェア、タイミングの減少および現地通貨コストへの参加である。

5. 強調する諸分野

次の諸部門が特に重要である。

(a) 失業および低雇用との戦い、主として労働集約的な農業、インフラストラクチャおよび工業プロジェクトの促進並びに青年およびボランティアの奉仕を通じて行なり。

(b) 労働および環境に適応する教育システム、特に正規の教育過程以外で直接開発に適し、また基礎教育はもちろん職業組織の促進を通じて特別に自助の能力を活用するため、ここでマスメディアもまた利用される。

(c) 農村地域の構造改善、特に有効なインフラストラクチャの設備および農業の生産および多様化を促進する。

(d) 工業部門の拡大と多様化、特に生産物の開発およびマーケティング部門において開発途上国の輸出を増大する方途のみならず、開発に特に寄与する工業部門での生産的プロジェクト、外貨節約ないし外貨稼得プロジェクトの促進をはかる。

(e) 開発途上国の企画および組織能力の強化、特に、中央官庁、各種団体および企業に対する助言および管理面での援助、科学的基礎を切り

拓くための協力および一層高資格の人を訓練する。

- (f) 生活水準向上のための直接援助，特に，家族計画，健康および栄養援助のため組織，センターおよび統合プログラムの促進を図り，また伝道手段の促進を図る。

ドイツの開発政策の目的および原則

国連の戦略文書に付合し，また第2次開発の10年の目的として，連邦政府は，開発途上国の国民の生活水準を向上させるため，全世界的パートナーシップのシステムでこれら諸国の経済および社会の発展を促進させるために努力する。このことはドイツ連邦共和国自体の利益でもある。

経済的には，このことは双方のために財および役務の拡大された交換のための前提条件を創る。効果的開発政策はドイツ連邦共和国の国際的地位を強化する。長期的には平和を維持する機会を増大する。

開発政策は，それ故に，ドイツ連邦共和国の全体的政策に適し，また外交政策に適する。開発政策は，開発途上国および他の供与国並びに国際機関および組織と協力し，常時関係する全ての利益を均衡するように進められる場合のみ成功しうる。開発政策は短期的な対外政策の手段として無価値である。

連邦政府はパートナーの諸国に政治的並びに社会的もしくは経済政策理念をおしつけようとはしていない。関係開発途上国および他のパートナーと密接に協力して，ドイツの可能性，理念および開発政策手段に応じ，将来，支持する手段を決定する。

開発政策は個有の方法と手段を有している。しかしながら，それはドイツの他の政策と手段および方法によって補足されねばならない。連邦政府の全体の政策の一部として，それ故開発政策は連邦政府の他の諸目標と調整させねばならない。

開発協力はできるかぎり，パートナーシップの精神のもとで実施されねばならない。

効果的開発援助は開発途上国の国民のできるだけ多くの人々の承認と協力に依存している。ドイツ国民の諸社会グループが開発途上国との協力を活発に参

加することが認められなくてはならない。

連邦政府は将来これらグループの活動を資金的に支持し続ける用意がある。

対外貿易および金融政策は開発途上国の進展にとっては決定的に重要である。連邦政府は欧州共同体の貿易政策の枠内で開発途上国の重要な利益をできるだけ考慮する。まず、開発途上国に対する特惠供与システムの実現と拡大に努めるであろう。

連邦政府は開発途上国への民間資本移動の重要性を認識している。諸目標およびプライオリティに従って対外投資を仕向け、奨励することは開発途上国の任務である。

その一部として、連邦政府は特にパートナーシップの精神で供与され、開発途上国の経済および社会の必要性に奉仕する民間直接投資を歓迎する。例えば技術移転、現地資源の利用および開発、現地開発構造の補完、輸出の多様化および雇用の創出を促進していく。

連邦政府は多数国間のフォーラムおよび全体的国際的情報交換並びに開発政協力に能動的に参加する。資金および人員についても国際的組織を支持し続けるだろう。

連邦政府は第1に開発政策の基本的重要性の勧告および決定がなされる国際機関に常時協力し、また特に多数国間協力部門で増大する効果を目的とするだろう。

(以下略)

閣 議 提 案

—国際開発問題独立委員会勧告に照らした連邦政府の将来の開発政策—

目 次

- A. 「国際開発問題独立委員会」報告の基本的考え及び一般的評価
- B. 「国際開発問題独立委員会」勧告を考慮に入れた連邦政府の開発政策基本方針

A. 「国際開発問題独立委員会」報告の基本的考え及び一般的評価

1. 連邦政府は、まさしく最近の世界政治上の出来事に直面し、ヴィリー・ブランドを委員長とする「国際開発問題独立委員会」（以下、「委員会」と呼ぶ。）が、その報告において世界の重要問題の1つである南北関係の将来の動向に注意を向けさせるものであることを歓迎する。委員会の分析及びとりわけ委員一同により採択された勧告は、南北の利害を考慮に入れた均衡のとれた解決を共に追求する上で、新たなはずみを与えることが出来る。

2. 報告の重要な基本認識は、経済的・社会的不均衡、人口爆発、大量の貧困、生態系の均合いの破壊や資源の涸渇及び局地的に見られる政治的・軍事的緊張等の尖鋭化する全地球的な規模の諸問題が平和的解決の余地を益々狭めている1つの世界において、人類がいかにか生き延びるかということについての共通の利害関心にある。ここでは、紛争材料は著しく蓄積される。安全と安定は軍事的均衡に依存するのみならず、緊迫する南北問題の解決にも依存する。委員会は、世界各国に対し、このような関連を認識し、安定した機能しうる世界秩序のために共通の責任を持つよう訴えかけている。

3. 委員会は、持続的な解決のみが構築されうるような利益の共通性を前提としているが、このような考え方は、連邦政府の政策に合致するものである。この考え方は、特に工業国において政府や議会の政治的責任者及びより広範な大衆に語りかけ、また、広範囲に亘る決定のための基礎を将来拡大するのに適

したものである。

連邦政府は、南北間の不均衡是正の必要性は経済領域のみに限られるべきではないとする報告の力強い分析に同意する。努力は人口増加、教育を受ける機会
の欠如、生態系の均衡破壊、資源の浪費及び軍縮と開発との関連など他の問題
も包含せねばならない。

ドイツの開発政策は、対等なパートナーシップを基礎に、第三世界諸国の独立
と自立を助長すべくこれら諸国を経済的及び政治的に支援する。委員会同様、
連邦政府にとって、第三世界諸国の独立と自立は世界平和の本質的要因である。

欧州共同体の枠内で、連邦政府は、特に包括的な協力協定の存する多数の開
発途上国との協力を推進している。ここで第一にアフリカ・カリブ海・太平洋
の58カ国との第2次ロメ協定を挙げる事が出来る。

連邦政府は、開発途上国の自助努力の必要性をいう委員会の指摘を強調し、
また、その際これら諸国間、とりわけ地域レベルでの経済関係をより一層強化
する可能性を支援する。

連邦政府は、委員会が東欧国家貿易国を含めた世界の全ての国々に対し、そ
の能力に応じて共通の課題に貢献するよう要請していることを歓迎する。

多くの領域における南北問題の解決が新たな発想を必要とするということ
を明らかにするだけであれば、エネルギー危機を待つまでもない。

4. 詳細に亘る開発政策上の分析を基礎に、報告は個々の南北関係の問題領
域に対する多数の具体的勧告を含んでいる。委員会は更に80年代及び90年代
の優先的行動計画並びに1980年から1985年までの緊急計画を提案している。
両計画とも本質的には個々の勧告の要約であるが、緊急計画は資金移転、エネ
ルギー、食糧及び国際経済体制改革の領域における最も緊急を要する諸措置に
集中している。

連邦政府は、委員会の勧告の多くを支持する。連邦政府は、多くの要求をこ
れまでの自己の開発政策を更に推進するための勇気付けとして理解することが
出来る。それらには、最貧国への援助の強調、農村開発の促進強化に対する要
求、エネルギー確保計画を支持する必要性、及び資源の保護が属する。世界貿

易における保護主義の排除も連邦政府の強い支持を受ける。

国際開発問題独立委員会報告の国際的議論は始まったばかりである。報告に触れられている問題は、広く国連の枠内（国際開発戦略及びGN）での集中的かつ国際的な審議の対象である。連邦政府は、EC加盟国及びその他の西側工業国と共にこれら討議に積極的に参加する。但し、その成果については未だ見通すことが出来ない。

連邦政府は、委員会の勧告に照らし、開発政策の基本方針を以下に新たにまとめた（B部分）。これら新たな編集は、細部において連邦政府は勧告の本質的部分に同意するものであることを明確に示している。

5. 連邦政府は、限られた数の工業国及び開発途上国の国家元首及び政府首脳が時に応じて頂上会議を行なうとの提案を支持する。そのような会議は国際的な風潮にポジティブな影響を与えることが出来る。連邦政府は、最も緊急な世界問題の解決策を用意し、それにより国際的な交渉に新たなはずみを与えるのに適切な可能性をこのような会議に見出している。

B. 「国際開発問題独立委員会」勧告を考慮に入れた連邦政府の開発政策基本方針

目 次

1. 80年代初頭の開発政策
2. ドイツ開発政策の目標，課題及び手法
 - 2.1 目標
 - 2.2 課題及び手法
 - 2.2.1 絶対的貧困との戦い
 - 2.2.2 開発途上国の独立と自己責任
 - 2.2.3 増大する相互依存，パートナーシップ，共同責任
 - 2.2.4 世界経済への統合
 - 2.2.5 社会・文化的変遷と開発
 - 2.2.6 協力の形態
3. 二国間協力
 - 3.1 分野別重点
 - 3.2 地域別重点と個々の国別グループとの協力
 - 3.3 手続，手段，条件
 - 3.4 人的協力
 - 3.5 民間経済の協力
 - 3.6 非政府機関の協力
4. 欧州及び多国間協力
 - 4.1 一般原則
 - 4.2 欧州の開発途上国との協力政策
 - 4.3 国際連合の開発機関
 - 4.4 国際金融機関
5. 世界経済の枠組と共同責任戦略
 - 5.1 基本原則
 - 5.2 エネルギー供給

5.3 一次産品

5.4 食糧

5.5 貿易と構造調整

5.6 金融と通貨

5.7 債務

5.8 軍縮と開発

B. 「国際開発問題独立委員会」勧告を考慮に入れた連邦政府の開発政策基本方針

1. 80年代初頭の開発政策

1. 開発政策は、緊張の除去と友好的協力を旨とするドイツ連邦共和国の外交政策に目ざましく貢献している。それは世界平和の確保にとって必要不可欠な手段である。「国際開発問題独立委員会」もこの点に強く注目し、「歴史は、戦争が飢餓をもたらすことを我々に教えたが、大量の貧困が戦争を引起こしたり無秩序をもたらしかねないということを知る者は少ない。飢餓の支配するところでは、平和は存在しえない。戦争が起こらぬよう気を配る人は、大量の飢餓を防がねばならない。人間同志の連帯は、国境を超えるものでなくてはならない。」と述べている。

2. 開発途上国内部の緊張、開発途上国間の緊張及び工業国に対する緊張の除去は、国際紛争の回避に役立ち、世界経済の発展を助長し、世界平和の維持に貢献する。南北間の格差が長期的にみて解消され、そのための努力が強化される場合には、世界平和は一層維持されることが出来る。

3. 第三世界諸国の独立は、世界平和と安定の本質的要素である。開発政策は、全ての国民がその政治的・経済的及び文化的存在形態を自決する将来の世界を形成する上で欠くことの出来ない貢献をする。連邦政府は、非同盟諸国の独自の役割を首肯し、対等のパートナーシップの原則を基礎に、また、文化的な独自性を相互に尊敬してこれら諸国と経済的・政治的に協力する。その際、開発政策は、高度に工業化された社会の発展像のみを見本にすれば良いというものではあり得ないということは周知の通りである。

4. 中長期的にみれば南北はこれまで認識されていた以上に共通の利害を有している。世界的なエネルギー不足から、開発途上国における在来型エネルギー形態の拡充のみならず、再生可能エネルギー技術の開発を特に推進することは、共通の利益である。一次産品の探査、生産及び加工の領域で一層緊密に協力し、開発途上国における一次産品投資を増大させることは、南北相互の利益である。

世界の食糧を恒常的に確保することは南北に共通の利益である。南北双方において、環境に対する負荷の増大や生態系循環の軽視が人類の自然の生活基盤を著しく危険なものにした。開発途上国における一般大衆の購買力を増大させ、これらの諸国における市場の拡大を促進することは、共通の利益である。

開発途上国における生産構造、開発途上国の世界経済への編入及びこれらから生ずる先進工業国において必要な産業構造調整措置の関係は、来たるべき将来の開発政策上の主要問題である。「国際開発問題独立委員会」も次のように強調する。「北がその市場へのアクセスを更に開放する場合にのみ、北は自ら一層南へ輸出することを将来期待することが出来る。」開発途上国との貿易は、雇用喪失よりも雇用創出に作用する。

とはいうものの、市場開放政策は、一連の経済部門において雇用問題をも引起し兼ねない構造調整を要求する。ここでは、直接の当事者のために許容しえないような困難を軽減してやることが大切である。

5. 以下の章においては、80年代におけるドイツの開発政策を決定する重要項目が示されている。

2. ドイツの開発政策の目標、課題及び手法

2.1 目標

6. ドイツの開発政策の目標は、第三世界諸国における経済的及び社会的発展の促進である。開発政策は、開発途上国の人々が独力で自らの考えに従って生活条件を改善し、自らの人格を発展させ、経済成長に関与出来るよう貢献する。開発は貧困と抑圧からの解放に貢献し、南北間・開発途上国間更には開発途上国内部の富の偏在から生じる緊張と紛争可能性を除去するのに役立つ。それ故に、開発政策は長期的な平和の確保に奉仕する。開発協力は、南北間の利益均衡の考え方と国際的な連帯の原則に立脚している。

7. 国際開発政策の30年を経て、開発の概念、目標及び手法はこれまでよりも一層批判的かつ差別的に見られなければならない。一般的に通用する開発過程は存在しない。開発目標及び過程は、個々の国々における種々の政治的、経済的、

文化的及び社会的関係並びに価値観によって異なる。第三世界諸国は、独自の進歩の理想像に従って自らを発展させるべきである。開発政策は、従って何よりも自助努力のための援助である。開発は経済成長なくして不可能であるが、かといって成長のみが全ての開発を保証する訳ではない。開発は、特に、尊厳に値しない程の従属、支配及び抑圧からの解放並びに基本的欲求の充足を前提としている。

過去の事象と経験は、開発の進歩が可能であることを示しているが、そのためには息の長い忍耐が要求される。南北間の生活水準が本質的に均一化することは、当分の間予想することは出来ない。先ず第一に、人間としての尊厳にふさわしい生存の基礎条件を確保することが重要である。

8.ここに記されたドイツの開発政策の基本原則と重要項目は、連邦政府と開発途上国の交渉の基礎となるものである。しかしながら、開発状況は国により異なるため、開発協力的手段と方策は相手国のそれぞれの所与条件に適応させられる。その際、その国が提示する優先順位が考慮されねばならない。

9.第三世界の開発は、開発途上国及び先進工業国における方策のみならず、国際経済関係の一層の発展と改善を要求する。連邦政府は、これら全ての領域で協力する。即ち、連邦政府は開発途上国と二国間協力を行ない(その際、協力は、問題解決に外部からの協力が可能であり、有効な貢献がなされ得る領域に集中される)、多国間の開発機関を支援し、南北対話において世界経済の枠組改善と開発途上国の機会均等のために尽力し、自国において不可避な構造転換を助長する。

2.2 課題及び手法

2.2.1 絶対的貧困との戦い

10.国際的連帯にとって最大の挑戦は、開発途上国における大衆の貧困である。それとの戦いは、ドイツの開発政策でも優位を占める課題である。とりわけ、食糧、清潔な飲料水、健康、衣服、住居及び教育に対する人間の基本的要求を満たすことが先ず第一に重要である。基本的要求の一層の充実は、間接的に人々の能力を向上させ、それに伴い労働生産性を高め、持続する独自の経済成長

のための基盤を作り出す。基本的要求の充足を指向する措置は、絶対的貧困に生きる人々にとって直接的利益をもたらす必要がある。可能な限り、彼らは立案と実施に参画させられるべきである。連邦政府は、自己の努力をとりわけ絶対的貧困との戦いに振り向ける国々に対し、より一層の資金を供するであろう。

2.2.2 開発途上国の独立と自己責任

11. 連邦政府は、断固として覇権を狙う試み及び第三世界において外国勢力が影響力を及ぼす区域を設定することに反対する。開発政策は、開発途上国の自主と政治的独立を強化することによって、これらの国が一方的な従属と外国の支配から守られ続け、自ら意思決定することが出来るようにするものであるが、これは長期の課題である。従って、開発協力は、基本的には相手国の国内政治的変革とは関係なく、長期的な考慮を指向する。

12. ドイツの開発政策は、開発途上国相互の経済協力を支援する。数々の開発途上国の利益になる地域的及び共同のプロジェクトは一層促進される。そのようなプロジェクトの意義は、これに対応した優遇条件を付与することで考慮される。

13. 人権の実現は、連邦政府の政策の重要目標の1つである。国連憲章、国連人権宣言及び国連人権規約を通じて、人権は、国際関係の1つの重要な関心事となった。連邦政府は、国連が近年において開発に対する人権を宣言することによって、あらゆる開発努力に対する人権の意義を強調したことを歓迎する。連邦政府は、開発努力の成否は社会構成員全てのために対等な、市民としての、政治的・経済的・社会的及び文化的権利が実現されるか否かにもかかっているとの見解を共有する。それ故に、連邦政府は、開発協力について決定を行なうに際しては、開発途上国における人権の実現に注意を払う。開発政策の枠内で個人に奉仕することは、連邦政府の最上位の目標である。専断、威圧及び物理的な脅威が統治者と被統治者との関係の特徴付ける国々においては、せいぜい苦悩を被る人々に直接裨益するプロジェクトが推進される。

連邦政府は、南アフリカにおける人種差別の撤廃を支援し、その紛争周辺国を支持し、彼らの地域的協力を助長する。連邦政府は、平和的で民主的な民族

自決権の実現をめざすそのような解放運動活動を支援する用意がある。

14. 外部からのあらゆる支援にもかかわらず、開発途上国独自の努力がその開発にとっては決定的に重要である。開発協力は、開発途上国において相応の努力が行なわれ、かつ、「国際開発問題独立委員会」報告が強調するように、社会的及び経済的改革が実行される場合にのみ完全な効用をもたらす。この改革には、開発を助長する構造の構築と内部の開発阻害要因の除去も属する。これら阻害要因としては、例えば過度に高い人口増加率、誤まって立案されたインフレ促進型経済政策、不公正な所得・資産分配、粗税の不公平、遅滞する土地改革、腐敗、特権、行政の非効率、高い軍事支出が挙げられる。いずれの国もその内部秩序を自己の責任において決定しなくてはならず、ドイツ連邦共和国は相手国に対し政治的、社会的あるいは経済政策の概念を押しつけることはしない。ドイツ連邦共和国は、社会的進歩及び社会的公平の実現並びに人権の擁護を目標に掲げる政府を支援する。連邦政府は、各国内の構造改革措置（とりわけ、土地利用の領域における）の融資に参加しよう。それによって各国は、政治的及び社会的に安定した国家に発展することが出来る。

15. 開発途上国の自己責任は、人口政策の領域でとりわけ重い。第三世界における人口の急激な増加（世銀の見積りでは、それは2000年までに約50%増加し、ほぼ50億人に増大する）は、石油価格上昇の国際収支に与えられた著しい影響と並んで、これら諸国の開発問題の主要問題の1つである。

人口爆発は、とりわけ食糧及び雇用の確保を困難ならしめ、ほとんど解決困難な人口の都市集中化問題を生み出す。経験に照らせば、一貫した人口計画政策は、出生率を相当押下げる。家族計画は、開発努力の補充ではなく、長期的には開発努力を成功へと導くのに貢献する。従って、ドイツの開発政策は、二国間及び多国間で開発途上国の家族計画プログラムを支援する。

2. 2. 3. 増大する相互依存、パートナーシップ、共同責任

16. 増大する南北経済の相互連繫（貿易、一次産品、資本の流れ、通貨、技術、労働力の移動）は、より一層の相互依存及びより強度の世界経済の変化に対する敏感性を生み出した。南北の成長は、解きほぐされることなく相互に結ばれ

ている。その結果、全ての国は、その関心事を追求するに際して、他の相手の利益及び全体の利益を考慮に入れなくてはならなくなる。開発政策は一方交通ではなく、国際協力の決定のための共同責任を有するパートナーに共通の課題である。連邦政府は、国際的な連帯とパートナーシップの原則を肯定する。即ち、開発協力は、国連憲章第55条及び第56条に規定された経済及び社会領域での国家間協力のための目標に基礎を置く。全ての国は、協力と妥協を行なう覚悟をもって、この連帯責任を考慮に入れなければならない。国際的な開発政策の場における開発途上国の発言権増大は、彼らが政治的責任の一部を共有するための1つの前提条件である。

17. 連邦政府は、他の西側先進工業国と共に、南北対話において積極的役割を演ずる用意がある。連邦政府は、東欧国家貿易諸国が南北対話に建設的に参加することを期待する。これら諸国は、とりわけ、これまで西側開発援助のほんのわずかを占めるに過ぎなかった開発途上国に対する資金援助を著しく増大させねばならない。更に、これら東欧圏は、開発途上国の加工製品及び農産品のためにその市場を開放しなくてはならない。

劇的な石油価格の引上げとそのとりわけ開発途上国に対する深刻な影響に直面し、OPEC諸国の責任は重大である。彼らの資金援助の更に著しい増加（特に、増大する国際収支問題を抱えた貧困開発途上国に対する）が必要である。

18. 効果的なパートナーシップは、開発途上国及び先進工業国の広範な層における人々の同意と協力を必要とする。従って、連邦政府は、ドイツ連邦共和国国内において、後進開発の原因、開発途上国における経済的・社会的・文化的情勢及び援助を高める必要性についての理解を深める努力を行なう。連邦政府は、特に青年に訴えかける。彼らにとって南北関係は、彼らの運命を決定する程重要なものとなる。開発政策を分かりやすく示すために、広報活動においては南北の連繋と相互依存及び実際のプロジェクトが明らかに示されている。連邦政府は、学校教育のあらゆる分野で第三世界の諸問題に対するより一層の配慮を促している。開発途上国においても同様に、開発に対する国民全ての協力を得

ることが大切である。女性は、後進開発あるいは誤った開発の結果しばしば最も影響を受けるため、彼女らを開発過程に取込み、その自助努力への能力を引伸し、彼女らのイニシアティブを強化することは特に重要である。従って、ドイツの開発政策は、女性の地位を改善しようとする開発途上国の努力を支援する。

2.2.4. 世界経済への統合

19. 連邦政府は、開発途上国の世界経済への緊密な統合を追求する。しかしながら、過去の経験によれば、彼らは種々の統合の可能性を有している。世界経済へのより緊密な統合の見通しを有する中進国にとっては、自由主義、非保護貿易主義の世界貿易政策を通じてこの道は開放されていなくてはならない。その際、関税特惠制度は、彼らにとって移行を容易にするよう調整される必要がある。その他の統合の機会がわずかな開発途上国、とりわけ、最も開発の遅れた国については、市場アクセスの改善が同様に重要である。しかし、本質的な開発の原動力は、先ず第一に、広範囲の国民の生活条件改善を目ざすより強力な国内の活動力から最も期待される。ドイツの開発政策は、これらの国々を支援することを重要な課題とみている。期限付き保護関税は、開発状況に応じて必要以上に長期に亘って維持されるべきではない。

2.2.5. 社会・文化的変遷と開発

20. 開発過程は、開発途上国における既存の社会構造、信仰・行動形態を新たにこれに代わるものなくして危殆ならしめ又は破壊する。共同社会の価値観を強調する伝統的文化は、個人を中心に据えるがその個人の社会的紐帯を気遣わぬ価値観と対峙する。この対立は、人類の根絶、緊張及び自己認識の危機を生み出し兼ねない。連邦政府は、開発協力に際し、一般に必要と認められた変遷から生じる否定的結果を阻止すべく努力しよう。連邦政府は、開発のための措置の実効性について、社会的及び文化的枠組みの増大する重要性を認識しており、プロジェクトの立案及び評価に際しこれらの観点により一層考慮を払うであろう。

21. 第三世界諸国は、独自の文化的価値及び伝統を次第に認識している。彼らは、

それらを保持し、更に発展させ、必要とされる近代化のための開発と調和させようと試みる。連邦政府は、その開発協力がこれらの目標と調和するように注意を払おう。連邦政府は、この努力をパートナーシップの協力において推進し、又、特に対外文化政策の枠内でこれを支援しよう。連邦政府は、開発への重要な貢献は文化的同一性を維持し、強化することにあることを知っている。これには、自由で世界にまたがる情報交換に参加する開発途上国の能力も含まれる。

2.2.6. 協力の形態

22. 開発政策の基本的概念は個々の開発途上国との二国間協力にも、国際開発機関の活動への参加にも当てはまる。

23. 二国間の開発援助は、将来も主要な地位を占めよう。連邦政府は、多国間開発協力制度の中に、今後その重要性が増大するであろう国際的なパートナーシップ及び連帯のための有効な手段を見出している。従って、連邦政府は、開発に携わる国連機関、世銀グループ及び地域的开发銀行との協力を引続き強化して行く。これはECの開発政策についても当てはまる。

24. 連邦政府は、その専門的重点領域に調和すれば、その資金量の故にまた個々の国を超える国際的な意義の故に、通常の協力の枠内においては実行され得ないような高い開発優先順位をもった特別計画及びプロジェクトに参加する。ここでは、いくつかの開発途上国の利益になるか、あるいは国際的活動の一環として実施される分野別又は地域別計画若しくは大型プロジェクトが想定されている（例えば、特定の疾病との戦い、アフリカにおける運輸・通信制度の支援、浸食・砂漠との戦い、再生可能エネルギー源開発の促進、大型灌漑・河川管理及び教育のための計画）。連邦政府は、国際的に調整された生態系のための重点計画を提案する。

25. 科学と技術は、第三世界の経済開発にとって重要な意味をもっている。ドイツの開発政策は、開発途上国の条件に適応した技術と組織形態の開発及びその適用を促進する。これとの関連で最も重要な課題は、開発途上国独自の科学・技術インフラの建設と拡充を支援することである。更に、開発途上国における工業及び農業生産過程のために技術上の新機軸の利用が促進される。連邦政府

は、更に、開発途上国における技術・経済開発にとって決定的な役割を演じ続ける民間部門の技術移転を支援する。

26. 連邦政府は、開発協力に対する連邦各州の協力及びその援助全体の増大傾向を歓迎する。連邦各州の開発途上国との協力では、熟練・管理労働力の教育や補習の措置及び大学や専門学校学生の支援の措置が特色となっている。更に重要な要素は、連邦諸州における開発機関の制度的支援である。これには、とりわけカール・デュイスベルク協会の外部機関やドイツ国際開発財団の中央事務局の資金援助が挙げられる。教育インフラのための措置（特に、高校及び大学におけるカリキュラム）及び開発政策の主題と取組む連邦諸州にある研究機関の支援は、同様に重要な役割を演ずる。連邦政府は、各州特有の構造に鑑み、連邦各州との間に分野別重点を形成すべく努力する。

27. 開発政策は、専ら国に課された課題ではない。連邦政府は、非政府機関の開発途上国におけるパートナーとの協力、特に、民間経済、労働組合、教会、政治財団及びその他の支持者の協力の意義を強調する。

3. 二国間協力

3.1. 分野別重点

28. 開発途上国における絶対的貧困との戦いという優先目標は、プロジェクトと計画の分野別形態をほぼ決定する。その他の点では、二国間協力は、種々の開発の必要性及び開発途上国の多様な所与条件の故に様々な専門分野（特に、農村開発、工業と手工業、一次産品探査、教育と科学、食糧、保健と家族計画、定住と住居、広報と通信、運輸、エネルギー、資源保護）にまたがっている。個々の分野内においては、これまで適用されていた原則が当てはまる。それは絶えず発展・適応させられる。

29. 上に述べた分野のうち、ドイツの開発政策は、いくつかの分野に特に高い優先度を置く。二国間協力全体に占める3つの優先分野の割合が高められているが、それらは、次の分野である。

農村開発：協力の目標は、生産性が高く多様化した農業、効率的インフラ及び

分散化した手工業ないし小規模製造業の確立を通じ、農村地域の構造改善を行なうことである。これにより雇用も創出される。この奨励政策の優先目標グループは、小規模農と小作である。開墾手法の集約化と改良により、農民の自給は改善され、また、商品化に適した製品の生産が高められるはずである。この努力の主目的は、広範囲に自立した開発途上国の食糧基盤を達成することである。開発途上国における農業信用制度の確立もまた重要である。国際的農業研究と同様、開発途上国国内の農業研究は特に支援されるが、その際、いかにしたらこれまでのような石油化学肥料への依存を減少させることが出来るかについても、その可能性が探求されるべきである。

エネルギー：ここでの協力は、とりわけエネルギー計画及びエネルギー潜在可能性の探査に及ぶ。それは、開発途上国の輸入原油に対する依存度を減少させる。協力は、在来型エネルギー源（水、石炭、天然ガス、石油）の生産促進と共に伝統的エネルギー源（薪、植物の廃物）の維持及び合理的利用並びに再生可能エネルギー源（風、太陽、バイオマス、地熱）利用のための適用技術の開発をも含む。その際、開発プロジェクトを通じ、あるいは同プロジェクトにおいて、エネルギーの合理的利用に対し特に注意が払われる。

資源の保護：中心は、自然の生態系保持に役立つ統合計画である。それは、貧困に動機付けられた破壊的な土地利用と森林の乱伐により引起こされる浸食の増大と砂漠の形成をくい止め、元に戻そうとするものである。とりわけ、生態学指向の土地利用、造林計画、環境に害を与えないインフラの拡充がこの目的に役立つ。

連邦政府は、以上の優先分野と並んで、教育計画が将来はより重要になって来ると認識している。教育制度の拡充も、多くの開発途上国の主要課題の1つである。開発途上国の教育計画の主目的は、経済・社会のみならず文化・政治の領域において開発の機会を改善することである。そこでは、基礎教育計画（例えば、読み書き、職業に結びついた成人教育、地方語への配慮）の意義が高まる。

3.2. 地域別重点と個々の国別グループとの協力

30.ドイツの開発政策は、世界に広がるパートナーシップの原則に基づく。とはいふものの、種々の状況及び必要性の故に、関係の緊密度は全ての開発途上国と同じ程度である訳ではない。アフリカとアジアの貧困ベルトにある国々は、協力の重点地域である。より貧困な開発途上国との協力は引続き拡大される。

31.個々の国への援助の配分のための開発政策上の基準は、とりわけ一般的な経済・社会情勢、対外経済力（輸出入比率、債務状況、外貨準備）、適切なプロジェクトの可能性、自助努力及び人口である。

32.国連決議に従って、ドイツの開発政策は最貧国に対し特別の地位を与えている。彼らは全て無償の形の援助を得る。貧困層に対し生存に必要な物資と役務（例えば、食糧、教育、保健）の最小限の供給を確保し、立案・管理・実施の能力を拡大することに寄与する方策が優先的に奨励される。

しばしば、先ず国内の経済構造を発展させ、強化することが大切である。連邦政府は、最貧発展途上国に対する国際行動計画の提案を支持する。

33.比較的高度の経済的多様化、急速な工業成長、世界経済への著しい統合によって特徴付けられるより発展した国（中進国）との協力においては、民間部門の協力、特に、直接投資及び民間と政府の協力の結び付きが益々重要になって来ている。しばしば、これら諸国においては、社会開発が経済開発と歩調を合わせないことがあった。

政府の協力は、分野別及び地域別の開発の隘路を焦点に行なわれる。優先分野は、社会開発、都市開発と区画整理、環境保護及び科学・技術インフラである。特に、工業部門では民間と政府の資金の混合融資が考慮される。中進国との協力の重要な手段は、とりわけ、有償技術協力、科学・技術協力、専門家及び管理者の教育、適正な人材協力（例えば、総合専門家に対する補助）である。

3. 3. 手続、手段、条件

34.二国間開発政策は、とりわけプロジェクトの発掘・選定を適切に行ない、個々のプロジェクト評価のための基礎を作り出すために、各国との協力目標・分野・手段に関する連邦政府の長期計画に基礎を置くこととなる。具体的な措置の実施の前に、連邦政府による評価が行なわれる。個々のプロジェクト及び計

面は、可能な限り詳細に開発途上国の自己責任で立案され、実施され、また、その社会・管理・財政構造に適応させられる。

協力手続は引続き改善され、簡素化される。それにより、開発途上国の行政負担が軽減され、その行政・企画能力が強化される。この目的に合わせ、特に報告と専門家に対する資金援助が、プロジェクトを迅速に立案し、より効果的に実施することが出来るよう体系的に推進される。手続の改善を引続き行なうとの目標に関しては、プロジェクト及び計画の有効性がエヴァリュエーションを通じて絶えずチェックされる。

連邦政府はOPEC諸国と共に第三国協力の形で他の開発途上国における開発プロジェクトを奨励する用意がある。

混合融資（輸出信用と資金協力とのミックス）はより一層利用される。

35. 二国間政府協力により、財と労役の購入並びに教育及び専門家の投入が賄われる。協力の主な手段は、資金協力と技術協力である。これらはそれぞれ異なる課題と手続を持っているが、調整され、部分的には組合せて実施される。政府開発援助全体に占める技術協力の割合は、将来増大しよう。

有利な条件の借款と無償供与とからなる資金協力の主要課題は、インフラと生産のプロジェクトのための財と設備投資に融資することである。開発途上国の経済情勢に応じて、現在4つの条件区分が見られるが、これらは絶えず見直され、変化した状況に適応させられる。技術協力によって、開発途上国における人材と諸制度の能力が高められる。技術協力は、専門家の派遣と機材の供与を含む。技術協力は原則として無償であるが、進んだ開発途上国に対しては有償又は一部有償で行なわれる。

36. 二国間の借款と無償供与及び国際開発機関に対する拠出は、開発途上国がより有利な条件で購入でき、かつ、国際競争の利益を促進すべく、原則としてドイツ連邦共和国の財と役務に結び付けられていない。必要な海路・空路輸送に際し、国旗選択の自由が保障されていなければならない。

37. 政府開発援助資金は、外国為替の経費及び相手国の国内通貨制度において生じた経費を賄う資金として使用されることが出来る。開発途上国の責任として、

プロジェクトへの適切な人的・資金的参加が期待される。一般に、協力終了後も絶えず生ずる経費については、当該開発途上国により負担されるべきものである。

38. 二国間協力の枠内で、例えば、現存設備に十分に補給部品や原料を供給し、特定分野の資金需要を満たし、あるいは、国際収支困難や災害に対処するために、個々のプロジェクトとは別に、特定プロジェクトと結びつかない財や役務に対する融資が行なわれる。多くの開発途上国の悪化する対外経済情勢に直面し、プログラム貸付は将来より大きな役割を演じよう。それは、プロジェクト貸付の補完的役割を果たす。

3. 4. 人的協力

39. 第三世界の多くの国々における決定的な開発阻害要因は、熟練労働力の不足である。ドイツの開発政策の1つの重要な関心事は、開発途上国の熟練労働力需要を満たすのに貢献することである。これは、開発途上国におけるドイツ人専門家の活動（主として技術協力プロジェクトの枠内）、開発途上国の熟練労働力の教育、再統合計画の促進によって行われる。

40. ドイツ連邦共和国からの熟練労働力の供給（政府協力の専門家、開発事業の協力者及び民間コンサルタント会社の職員）は、豊富な職業経験、一層高度の資格及び専門技能を有する熟練労働力を求める開発途上国のニーズに適応させられねばならない。連邦政府は、開発政策を実施する際の民間コンサルタント会社の重要な役割を強調する。連邦政府は、開発途上国への短期の専門家と「統合専門家」に増大する意義を見出している。変化する要求が、適切な人材を見出すのを一層難しくする。従って、政府及び民間の経営者は、これまで以上に効果的にその従業員に対し開発途上国において一時的に活動しうる途を開かななくてはならない。有資格熟練労働力を期限付きで開放することに関し、経済界と合意に到達する努力は引続き行なわれる。開発指向の教育過程の設置は歓迎される。連邦政府は、この種の教育過程を開発途上国に隣接した地域での海外滞在や海外実習を通じて促進することにより実施する用意がある。

41. 連邦政府は、教育分野において、特定目標を定めた、実習を指向した長・短

期の計画を幅広く提供することによって、開発途上国独自の人材開発を支援する。その際、優先度は開発途上国における卒業後の教育に与えられる。

42.再統合支援の目標は、訓練を受けた熟練労働力がドイツ連邦共和国から母国へ戻るインセンティブを与え、母国の経済・社会建設に積極的に貢献する条件を改善することである。就業者及び訓練終了者のための過渡教育が用意され、更に、母国において企業を設立し、雇用を創出するに際しては財政援助を得ることが出来る。これまで実施されて来た再統合計画は、適切であったと認められる。それはいわゆる「頭脳流出」（開発途上国から先進工業国への熟練労働力の転出）の解消にも貢献した。とりわけ、母国での企業設立に対する海外にいる就業者の資金的貢献は賞賛に値する。

3.5 民間経済の協力

43.連邦政府は、第三世界諸国との民間経済の協力をこれら諸国の経済・技術の進歩にとっての重要な貢献として評価する。連邦政府は、民間の資本、技術及び役務の移転を促進し確保する包括的な手段を通じて民間協力を支援する。とりわけ、パートナーシップに基づき開発途上国の経済的及び社会的ニーズを満たす民間企業の協力は促進するに値する。

協力促進の重要手段は、ドイツ開発協会（DEG）の開発途上国における企業への参加、企業内教育に対する補助、租税優遇措置、投資保証及び輸出保証である。二国間の投資保証協定を締結することにより、連邦政府は開発途上国政府と共に有利な投資条件を作り出す努力をしている。連邦政府は、南アフリカ共和国における企業に対し、EGの行動規約が厳格に適用されることを支持する。

民間資本の移転促進は、企業の役務の移転促進のための新たなあるいは拡大された手段と計画を通じて補完される。連邦政府は、開発途上国からの技術・商業関係の人材教育を強化する民間企業の努力を支援する。連邦政府は、中小企業促進計画の枠内で、アドバイスと資金援助を与えることにより中小企業の労働集約的で資本節約的な生産手法を助長する。連邦政府は、償還期限付き融資（リスク・ファイナンス）を通じ、適応技術の開発及びその経済投入に参

加するつもりである。連邦政府は更に、民間経済顧問の派遣経費に対する援助を通じて、開発途上国における経済団体の効率向上をはかりたいと考えている。

44. 連邦政府は、開発途上国の追求する目標（2000年までに世界工業生産に占める開発途上国のシェアを25%とする）が可能な限り広般に達成されるよう、その工業化促進を支援する。連邦政府は、民間協力に開発途上国の工業化促進のための本質的手段を見出す。それは、資本、技術及び役務の移転に際しての重要な要素である。UNIDOの分野別協議は、これまでの形態でみるに、専門的経験の交換に適したフォーラムの1つである。この制度を拡張及び拡充するに際しては、その非公式の性格及び民間経済の責任が保持されるよう注意する必要がある。

45. 自国における外国企業の経済活動の枠組を確定するのは、開発途上国の任務である。その際、開発途上国は、通常民間企業はその自主的な投資決定を特定の法的及び経済的条件に依存させ、また、その際各国の投資条件を比較するものであることを考慮に入れる必要がある。とりわけ、その意味するところは、開発途上国が接収、国有化及びそれらに対し支払われるべき補償に関し国際法上の原則を守り、自由な資本の移転を保証し、また、その経済、通貨及び社会政策を明確に形成する結果、外国企業が投資を決定するのに必要な基盤を持つに至るといふことである。

46. 多国籍企業の国際商業政策及び彼らが考慮に入れる個々の開発途上国の経済・社会政策より生ずる緊張の可能性を減少させるため、連邦政府は、多国籍企業の活動を一層透明にし、企業活動及び母国・受入国の政策のために有効な行動勧告を作り出す努力を積極的に支援する。連邦政府は、将来の行動勧告は開発途上国における多国籍企業及びその他の企業のポジティブな効果を強化し、ネガティブな現象を抑制することを目標とすべきであると考えている。一部の領域（例えば、制限的商慣行）においては、既に交渉は成功裡に終結した。連邦政府は、そのような行動勧告はドイツ経済の長期的利益にかなったものであると確信している。私企業との交渉における開発途上国の利益確保のための能力は、技術協力の資金を投入することにより強化されるべきである。

47.連邦政府は、貿易の促進を通じ、第三世界諸国におけるマーケティングの改善、輸出商品の開発及び販売の促進をはかる方策を支援する。その他にも、国際貿易センターの貿易促進プロジェクトのために信託資金が準備される。

3.6.非政府機関の協力

48.非政府機関の開発途上国におけるパートナーとの協力は、ドイツ連邦共和国の第三世界との協力において確固たる地位を占めている。それは、政府間協力が直接接近可能でない領域において優勢である。多くの非政府機関の目標は、国民、とりわけ、低所得層あるいは社会的弱者の自助努力意欲を高めることによつて、開発途上国の経済・社会構造を強化することである。この種の協力の担い手は、とりわけ、ドイツ連邦共和国及び開発途上国における教会、政治団体、労働組合及び数多くの社会団体であり、その方策を相当部分について自己資金で賄っている。特定のプロジェクトについては、政府の補助が保証される。

非政府機関の協力活動は、ドイツ国民の間に広く開発政策の支援を呼び起こす。それを通じて、第三世界における条件改善のための社会的責任が強化される。この目的には、非政府機関及び多くのドイツ市民に到達するマスメディアの教育・広報活動が役に立つ。連邦政府は、とりわけ、飢餓と貧困との戦いにおいて全ての社会団体が基本的コンセンサスに達することを目標として教会によつて開始された対話計画を歓迎する。

49.連邦政府は、社会団体が自ら責任を負い自主的に行なう活動を助長し、それらが第三世界と行なう協力を更に緊密に支援する。連邦政府は、開発途上国における相手方都市と共同して開発プロジェクトを実施する市町村の責任あるイニシアティブを歓迎する。

4. 欧州及び多国間協力

4.1.一般原則

50.多国間の開発協力は、国際的パートナーシップの有効な手段である。我々の協力及び資金的貢献は、多国間制度及びその平和保障機能を強化する。目下のところこの多国間制度に代わるものはない。

51. ドイツの開発政策の一般原則と目標は、連邦政府の多国間開発協力への参加を規定する。但し、その際、多国間協力が有する特別の性格が、全ての参加者の妥協をも必要ならしめる。

個々の機関に対するドイツの拠出額及びその分配のための基準は、とりわけ、支援されるべき計画の開発政策上の意義及び効果により決定される。

連邦政府は、人口政策、エネルギー政策、資源保護、世界の食糧確保、恒常的解決手段を通じた緊急難民問題の鎮静、開発途上国相互間の経済技術協力、教育機会の改善の各分野を多国間開発協力の特に重要な領域であるとみなす。種々の二国間及び多国間の措置を国別に企画及び調整するに際しても、国際機関は重要な役割を演ずる。

52. 連邦政府は、国際開発機関に対し個々の事例において表明される一般の批評を真摯に受けとめるが、包括的で無差別な批判はこれを退ける。連邦政府は、機関の規約厳守を擁護する。連邦政府は、外交政策上議論の余地ある問題を国連の開発政策上の措置についての決定と結びつけることは、開発機関の適切な機能及び国連の普遍的性格を守る上から望ましくないと考える。連邦政府は、EC加盟諸国及び他の西側先進工業諸国と共同して、国連機関において過度の官僚化、仕事の重複及び機構の肥大化がはびこらないように尽力し、ドイツの国際機関に対する拠出が節約の上、効率的に有益に使用され、また、実効的にコントロールされるよう努力する。

国際開発機関において働くドイツ人の数と地位は、その資金拠出に見合ったものであるべきである。

4. 2. 欧州の開発途上国との協力政策

53. 開発政策は、ECの開発途上国との包括的な協力政策の本質的な部分を構成する。その重点地域はアフリカ及び地中海圏（欧州開発基金をもつロメ協定、地中海隣接国との協力協定）にあり、それは南北対話の枠内において特に重要な政治領域を構成する。その一部は、長期の条約関係において結ばれている。連邦政府は、これら領域がその関係者全ての利益において意義あるものとして相互に連携していることが重要であると考え。これはとりわけ、その策定に

当たって開発政策目標が考慮されるべき農業・工業及び貿易政策について当てはまる。連邦政府は、特に、市場アクセスのより一層の改善及び欧州経済の不可避的な構造改革の促進を支援する。

連邦政府は、世界的規模でのECの第三世界諸国との協力政策を更に発展させるための努力を積極的に行なう。その際、連邦政府は、ASEAN諸国、ラテン・アメリカ、拡大地中海圏及びベルシャ・アラビア湾沿諸国との関係をその地域に適合させた形で深めて行く努力を行なう。連邦政府の見方によれば、地域の連合はその構成国の政治的及び経済的安定性をより高めることが出来る。そのような連合は、平等とパートナーシップの原則を基礎にしたEC諸国との協力のための良き土台となる。

とりわけ最貧開発途上国及び南アジアの取り残された人々の役に立つ協力協定の枠外のECの経済技術協力計画は拡充されるべきである。

4.3. 国連の開発機関

54. 国連の開発機関の優先任務は技術協力である。連邦政府は、資金拠出を通じてUNDP及びその他の機関を支援し、更に、国連機関によって実施される計画及び個々のプロジェクトのために委託資金を利用に供する。連邦政府はUNDP、分野別に構成された国連の下部機関及び専門機関の間に必要かつ緊密な協力を確保するために、UNDPの有する企画、融資及び調整のための中心的役割を支持する。連邦政府は、これら機関が、UNDPにより融資されたプロジェクトの国別企画に際しては互いに協力し、それによって専門機関の操作資金が分野別及び地域別パイロット計画並びに短期的に決定されるべき緊急計画に使用されようよう努力しよう。

4.4. 国際金融機関

55. 国際金融機関（世銀、国際開発協会－IDA－、国際金融公社－IFC－、アフリカ・アジア・米州開発銀行及びそれらの基金、欧州開発銀行－EB－、国際農業開発基金－IFAD－）の任務は、融資を通じた資金協力である。連邦政府は、資金応募及び特別基金に対する拠出を通じてこれらの機関を支援する。更に、連邦政府は、これら機関がドイツの市本市場において起債すること

を可能にしている。連邦政府は、開発途上国相互間の地域協力を促進するためにこれら資金が一層活用されるよう努力しよう。連邦政府は、世銀グループ及び地域開発銀行の活動がエネルギー分野、とりわけ炭化水素の探査及び開発において増大していること並びに農村開発及び社会インフラの領域で実施されていることを歓迎する。

連邦政府は、世銀グループ、地域銀行及びその特別基金が任務遂行（とりわけ、1人当たり国民所得の低い開発途上国における）のために自由に活用しうる資金及び手段の拡充のために努力しよう。国際金融機関の活動に際しては、ローカルコスト融資の増加を重点にプロジェクト貸付の優位が保持されるべきである。但し、これを補完するものとしてプログラム貸付及び分野別借款が拡大されるべきである。

連邦政府は、国際金融機関を通じての開発融資に際して、地域の所与条件とニーズをより考慮に入れることを確保するに適した措置を支援する。これとの関連で、連邦政府は、例えば地域部局の人材強化や地域の勧告委員会設立を通じて、世銀グループの一層の非中央集権化が考慮されていることを歓迎する。

5. 世界経済の枠組と共同責任戦略

5.1. 基本原則

56. 開発途上国は、彼らの利益をより一層考慮する世界経済の枠組の改革を求めている。彼らは、一層の物質的機会均等及びその結果を自らも守らねばならない決定へのより一層の発言権を要求している。従って、連邦政府は現存世界経済秩序の発展と改善を支持する。この秩序は、長期的に安定し、機能し続けるために南北双方にとって公正で均衡のとれたものでなくてはならない。

57. 南北対話において、連邦政府は、個々の提案の間の相互依存関係を考慮に入れた解決策を追求する。そのような解決策は、双方の共通利益を守ったまま妥協を促す。共同責任戦略は、とりわけ次の分野に及ぶ。即ち、エネルギー、一次産品、食糧、貿易、金融及び通貨である。

58. 南北対話は、先進工業国及び開発途上国の双方に、公平で均衡のとれた世界

経済秩序を共同で作り出す機会を提供する。この機会は利用されねばならない。先進工業国及び開発途上国間の合意が存続するには、双方に妥協の準備があり、ギブ・アンド・テークの原則を受入れる必要がある。

59連邦政府にとって、南北対話における普遍性の原則は放棄することは出来ない。なぜなら、自由な合意に基づく対話の成果は、広く世界に政治的にも実施されねばならないからである。その際、先進工業国及び開発途上国間の交渉は、現実的に、また、具体的成果を指向して行なわれねばならない。

5.2. エネルギー供給

60原油を輸入する開発途上国及び先進工業国は、その高度の石油への依存度を減少させ、可能な限り摩擦なくしてより豊かに賦存するエネルギー源に転換していく課題を有している。その際、市場及び価格機構が決定的要因となろう。急激で大幅な石油価格の引上げは、この転換を著しく困難にする。それは、石油輸入国と輸出国との間の国際収支不均衡を拡大し、エネルギー供給構造改革のために必要な投資を妨げ、全ての関係者に損害をもたらす形で経済成長を抑制する。従って、連邦政府は、エネルギー供給の重要問題に関する石油輸出入国間の話し合いを開始することをめざすイニシアティブを支援する。特に、連邦政府は、可能な限り安定した価格動向を達成するために、エネルギー需給の将来動向及びそれに関連したテーマの討議に参加する用意がある。連邦政府は、自国において石油節約と石油代替とを旨としたエネルギー政策を推進しよう。

61多くの開発途上国にとって、石油への依存度を自らの力で減少させるのは可能ではあるまい。その急激に増大するエネルギー需要を満たすために、彼らの石油消費は今後数年更に伸びよう。それにもかかわらず、開発途上国においては、石油価格の上昇の故にエネルギー供給構造の改革は不可避であるとの見解が以前にも増して貫き通さねばならない。連邦政府は、この調整問題を克服するに際し開発途上国を支援しよう。連邦政府は、国際金融機関、特に世銀もエネルギー領域におけるその活動を強化していることを歓迎し、石油輸出国が急速に増大する石油収入に直面してここに著しい貢献をするよう期待する。しかし、開発途上国のエネルギー供給構造改革に必要な投資の準備及び融資は非常

に大きな課題であるため、助言能力の獲得と融資資金の調達が必要となる。従って、連邦政府は、世銀が先ず資金と石油輸入開発途上国において在来型及び再生可能エネルギーの探査、開発、生産に適した手段が十分に存するや否やを審査し、次いで新たな組織や施設を設立することも含めて、いかにしたらエネルギー領域において開発途上国支援のための計画が改善され又は拡充されるかについてその可能性を検討するように尽力して来た。その成果は、石油生産国及び先進工業国と共に検討されるべきである。連邦政府は、新生及び再生可能エネルギーに関する国連会議の準備を支援する。

5.3. 一次産品

62一次産品政策において、連邦政府は、その一次産品輸入に強く依存した経済に適正な価格で一定かつ十分な供給を確保し、また、開発途上国の安定した輸出所得、とりわけ、一次産品輸出開発途上国のうちでも特に貧しい国に対するそれを確保すべく努めている。連邦政府は、当該生産国の付加価値の割合を継続的に高めるために、開発途上国における一次産品加工の促進にとっての障害要因の除去を支援する。MTNの枠内でタリフ・エスカレーション排除の基礎は出来たものの、連邦政府は、現行では加工の度合いに応じて高くなっている開発途上国からの加工一次産品に対する関税引下げを引続き主張していく。

連邦政府は、一次産品総合プログラムの枠内で一次産品共通基金の基本要素に同意し、共通基金の採択交渉に積極的に参加した。ドイツ連邦共和国は、その基金加盟後最大拠出国の1つとなろう。連邦政府は、また、基本的に共通基金第二の窓への任意拠出を行なう用意のある旨表明した。

連邦政府は、一次産品生産開発途上国を特に援助するのに、一次産品輸出所得の安定化措置は格別有効な手段であると考え。従って、連邦政府は、引続き開発途上国の一次産品輸出所得の世界的安定のための提案を追求する。

63連邦政府は、国際法の基本原則に従ってその地下資源消費の量及び態様を自ら決定する開発途上国の権利を承認する。開発途上国に対し、連邦政府は、一次産品領域における企業協力を再び活発にするために、より有利な協力のための雰囲気を生み出すよう訴えかける。

連邦政府は、その開発協力において、開発途上国における地下資源の潜在性を認知し、利用する可能性を強化するであろう。開発途上国との経済技術協力の強化は、リスクを減少させ、民間企業から必要な資本、技術及び管理・マーケティングの役務移転のためのインフラ及び政治上の前提条件を改善する。このような協力は、長期的に計画されている。

一次産品の世界供給確保のために、連邦政府は、契約及び融資のための適切な制度の創設に関する討議に参加する用意がある。連邦政府は、開発途上国における地下資源の探査のために有利な条件で融資資金を用意することに役立つ既存の国際融資制度の拡充を支援する。

5. 4. 食糧

64. 連邦政府は、開発途上国が食糧輸入に対する依存度の増大を自国の生産増加により解消すべく努力するよう尽力する。連邦政府は、開発途上国が自国の食糧戦略を策定するに当たり彼らを援助する用意がある。連邦政府は、可能な限り自国生産物から成る国家安全備蓄施設を含む、開発途上国の食糧安全保障の改善に適したプロジェクト及び保管・分配能力の拡充に参加する。連邦政府は、開発途上国の特別利益が適切に考慮されている有効な新国際小麦協定が間もなく締結されることを支持する。高度のかつ振幅する食糧輸入に特に依存した開発途上国の食糧輸入融資のための特別制度を創設するとの提案は綿密に審査されるべきである。

緊急事態には、食糧の供給が確保されねばならない。但し、食糧援助は、開発途上国独自の努力を代替し、またこれを害するものであってはならない。連邦政府は、引続き、新国際食糧援助規約、ECの諸計画及び世界食糧計画の「仕事のための食糧」プロジェクトの枠内においても食糧援助を実施して行く。連邦政府は、ECの食糧援助の承認と実施に際しては、その恒常的改善に努める。

5. 5. 貿易と構造調整

65. 連邦政府は、開発途上国にとって有利な市場開放政策を引続き追求する。しかしながら、MTNの成果を超えて市場アクセスの改善をはかることは、次第

に困難になりつつある。その際、国内の構造調整問題の解決は一層困難となるが、その緊急必要性は残る。加えて、E C貿易政策との連携により、加盟国間の種々の経済力が考慮に入れられねばならない。

66従って、市場開放政策は、将来一層開発途上国間の輸出機会の格差を考慮に入れることとなる。貧困国にとっては、E C一般特惠制度の拡大、改善及び単純化が最も適切な方法である。とりわけ、農産品を本制度により取り入れることは、これら貧困国の大半が農産品についてのみ輸出機会を有しているため重要である。既にE Cは開発途上国からの農産品最大輸入者ではあるが、経済関係の拡大は、一層の農業市場開放努力を要求する。

より進んだ開発途上国のための市場アクセスの改善は、彼らが半製品・完成品の数多くの分野で国際的に競争力をつけているということから、特惠の原則に照らし緩和されねばならない。この過程は徐々に行なわれ、最終的にはこれら諸国との貿易関係には互惠原則が通用するようにならない。特に、中進国は、他の開発途上国のみならず先進工業国に対しても、その貿易障壁を段階的に除去して行くべきである。連邦政府は、中進国とO E C D諸国との間の情報交換の緊密化をめざす努力を支援する。連邦政府は、世界に開放された貿易体制の利益において、開発途上国を一層G A T Tの活動に参加させ、M T Nの成果をより享受させるべく引続き努力しよう。

67国際貿易関係の将来の動向は、先進工業国がその国民経済の近代化を通じて加速化する構造調整を克服し、保護主義的措置に訴えてその改革を回避しようと試みないことに依存しよう。連邦政府は、E Cの創設後各国の関税と輸入数量制限が何年もかけて段階的に廃止されて行ったのと同様に、開発途上国に対する貿易の自由化が段階的に進められて行くよう主張して行く。これは、1つの国際自由化計画の形で成就するかも知れない。そのような開発途上国の輸出可能性を考慮に入れた計画は、関税、輸入数量制限、補助金及び非関税障壁の段階的廃止にまで及ぶものでなくてはなるまい。その計画は、選択的セーフガード措置の必要性をも減少させよう。なぜなら、経済は、貿易障壁の撤廃に適応する時間を有するであろうから。

連邦政府は、自主規制協定は国際貿易関係の拡大に貢献するものではないとの確たる信念を持つ。個々の開発途上国の輸出自主規制が不可避な場合には、その協定の締結と実施については厳格な国際監視及び管理に服すべきである。

68. 開発途上国の経済的可能性の枠内で各々の労働社会条件を最低条件に適合させるよう彼らに要求するという意味において、適切な労働条件（社会条項）に関する国際取極は支持される。但し、そのような最低条件を遵守しないことが、先進工業国の側で輸入制限を設けることの口実に使われてはならない。連邦政府は、本テーマが1980年6月ジュネーヴの国際労働機関によって採択され、そこで引続き検討されることを歓迎する。

5. 6. 金融と通貨

69. 第三世界の大量の貧困、多くの開発途上国の極端に緊迫した経済情勢及び増大する国際収支の赤字並びに新たな国際開発の10年の要求は、開発途上国及び先進工業国の一層の金融努力を絶対不可欠のものにしている。金融計画は、可能な限り長期に亘って設定されるべきである。開発途上国への政府及び民間の資金移転の増大は、第三世界における経済社会開発を促進し、需要を創出することによって先進工業国における雇用にポジティブに作用するので、南北双方にとって共通の利益となる。

長期的には、能力と開発段階に応じて全ての国を開発融資の資金調達に組入れる資金移転制度が探究されるべきである。

70. 同時に、有利な条件での長期の資金需要と実際の融資構造との間の現下の不均衡は解消されねばならない。民間と政府の資金源からの貸付の一層の均衡、平均的な債務満期期間の延長措置及び長期貸付の増加は、信用構造の不安定を減少させるのに役立つ。

71. 連邦政府は、国連が設定したGNPの0.7%を政府開発援助に向けるという目標を承認する。この目標を達成するとの観点から、連邦政府は、GNPに占める政府開発援助の割合を80年代に急速にかつ著しく引上げるべく努力しよう。連邦政府は、政府資金の割合を増大させるに適當な全ての可能性を検討しよう。近年の著しい増加の結果として、ドイツ連邦共和国の1979年の援助量

は、今や（フランスと共に）援助国の第二位を占める。

72.連邦政府は、開発途上国に対する政府及び民間の資金移転総量が国連決議に従ってGNPの1%になることを将来達成すべく努力する。その基盤は、開発途上国への民間資金移転の促進手段にあるが、この手段は絶えず審査される。輸出信用及び輸出保証量は、個々の開発途上国の経済力及び資金受入能力を考慮に入れつつ、ドイツ輸出経済の増大するニーズと開発途上国の需要に対応して引続き増大させられる。開発途上国のドイツ資本市場へのアクセスは、設備投資可能性についてのアドヴァイスを通じて容易ならしめられる。

73.国際開発機関の援助能力は引続き高められ、また、その資金量は拡大されねばならない。連邦政府は、世銀及び地域開発銀行の貸出資金量の増大、国際農業開発基金（IFAD）に対する資金補充、国際金融機関・民間銀行・輸出信用機関の間の協調融資の増大、開発途上国の国際資本市場へのアクセス改善を支持する。連邦政府は、構造調整措置融資のための世銀の新たな形態の金融計画を歓迎する。連邦政府の見解によれば、新たな国際金融機関の創設を考える前に、既存機関の拡充及び適応がはかられるべきである。連邦政府は、国際課徴金も含め、国際貿易に混乱を引起こさず、自らが適切と考える広範囲の提案に関する討議に参加しよう。

74.石油輸入開発途上国の経常収支の赤字は、石油価格の高騰及び先進工業国の輸入可能性の減少により、1980年は約600億ドルに増大し、引続き増加することが予想される。この赤字に対する融資は、多くの開発途上国に対し大きな困難をもたらそう。とりわけ、開発途上国が石油以外の輸入を著しく抑制させ、あるいは、投資に向けられる予定であった資金を生存に必要とされる物資の輸入資金として使用しなければならない危険が存在する。これらは共に、赤字抑制のための急激な調整を意味し、これらの国の経済動向に重大な結果をもたらす。連邦政府は、他の先進工業国と共同して、急激な調整が生じたり、経常収支の赤字に対する短期の融資が長期の開発金融の障害となることを可能な限り回避すべく努力しよう。但し、これは、経常収支の黒字を急速に増大させ、それは1980年には約1,200億ドルに達しようと考えられるOPEC諸国の貢献

が初めて効果のあるものになる。この歳入の一部は、有利な条件の長期開発融資の形態で開発途上国のために提供されるべきである。更に、OPEC諸国は、開発途上国における直接投資を強化すべきである。連邦政府は、OPEC諸国の国際収支余剰の一部を開発途上国へ導入する（リサインリング）国際的措置に協力する用意がある。

75. 経常収支の赤字に対する融資のために、連邦政府の見解によれば、開発途上国はこれまで以上に、かつ、より早期にIMFの融資資金を活用しなければならない。IMFは、開発途上国によってこれまで以上に、単に資金源であるだけでなく、不可避的な調整過程の克服のためにも重要な意義をもつ機関であると認識されるべきである。このような観点から、IMFの役割は強化されねばならない。融資条件及び貸出政策に関するIMFに対する要求は、そうすれば高まるであろう。融資条件は、加盟国の流動性需要に適応させられねばならない。その際、この目標達成のために、連邦政府の見解では、あらゆる可能性、特に、既に決定された出資比率引上げの可能な限りの早期実施、国際流動性に対する需要の大きさに従った特別引出権配分の促進、可能な限り有利な条件での産油国における借入れが考慮されるべきである。

連邦政府は、IMFが、いかにしたら金融問題を抱える国のために貸出条件に関するガイドラインの枠内でその資金活用を容易にすることが出来るかについて方策を追求していることを歓迎する。特に、連邦政府は、IMFが低所得の開発途上国のために金融コスト低減のための可能性を検討するのを支援する。

IMFの貸出政策は、1979年3月に決定されたガイドラインを引続き考慮に入れるべきである。それには、調整措置の社会的・政治的結果が十分に考慮されること及びそのような調整計画の効果が改善されることが含まれる。

特別引出権の役割は、他の準備資産に対し、強化されるべきであり、これにより、新たな準備通貨の創設に関し、より一層コントロールが及ぶかも知れない。これは、開発途上国のみならず先進工業国の利益でもある。

5.7. 債務

76. 開発途上国の資金借入れは、債務者の支弁能力と均合いのとれたものでなく

ては、開発過程は危殆にさらされる。連邦政府は、開発途上国のユーロ市場での資金借入れの急激な増大に関する懸念を共有する。このようなハードの条件での融資は、必要な調整過程を遅延させる。

77. 連邦政府の政策は、債務危機を回避し、そのような危機の場合には長期の財政再建をはかり、国際取極を通じて債務危機を取扱う健全な枠組を作り出すことを目指すものである。

78. 債務危機を回避すべく、連邦政府は以下の如き貢献を行なっている。即ち、資金協力の枠内での最貧国に対する無償資金供与、資金協力の優遇条件、融資量（資金協力、輸出信用保証）の測定に際しての債務状況の考慮、開発協力計画の策定に際しての借入国の経済構造の考慮である。

79. 開発途上国がその中・長期的国際収支困難を自らの力によっても、また、国際的支援を通じても克服出来ない場合には、ドイツ連邦共和国は、多国間の債務救済に参加する。その際、連邦政府は、債務救済に関する取極はIMFの協力の下に主要債権国と共に締結されるとの原則に立つ。これは、持続する財政再建を保証し、一層の債務救済のがい然性を減少させるからである。有償資金協力から生じる債務の救済交渉に際して、連邦政府は、可能な限りドイツにおける現行の有償資金協力の利率を考慮に入れるよう努力しよう。

80. 連邦政府は、全ての参加者の利益において、UNCTADにおいて久しく討議されて来た債務国の国民経済の長期的健全化をめざす債務救済取扱いのためのガイドラインが早期に決議される必要があると考える。

5. 8. 軍縮と開発

81. 世界的規模の多額の軍事支出は、開発金融の可能性を制限するので、過去において軍備支出が特に著しく増大した第三世界諸国も含めて、全ての国は軍備支出を抑制すべきである。そのための条件は、地域的にも全世界的にも一方的な行動によって危険にさらされない世界における力の均衡である。連邦政府は、軍備制限と軍縮を通じて、軍事的な均衡が可能な限り低い水準に到達するよう尽力する。

軍備制限取極によって節約された資金は、とりわけ開発のための支出に回さ

れるべきである。但し、開発援助の必要を上げは、軍縮交渉の進展に依存させられることがあってはならない。

開発途上国への武器輸出は、それぞれの地域における平和に対する危険を高めるだけでなく、資源の誤った配分をもたらす。従って、開発途上国もまた、軍備領域での自制を通じて、その経済・社会開発に向けられる資金の増大に貢献しなければならない。

(3)

JICA